

山梨県公報

第二千五百五十四号

平成二十三年

七月二十八日

木 曜 日

目 次

自衛官の平成二十三年度募集	四七七
保安林の指定の解除の予定	四七八
道路の供用開始	四七九
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	四七九
公 告	
土地改良区役員の退任及び就任(二件)	四八三
開発行為に関する工事の完了について	四八五
教育委員会	
山梨県指定有形文化財の指定の解除	四八五
公安委員会	
高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行禁止制限その他の交通規制の一部改正	四八六
その他	
一般競争入札について	四九一

告 示

山梨県告示第二百九十六号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八十条の規定により、自衛官候補生、一般曹候補生、航空学生及び看護学生の平成二十三年度の募集期間及び採用試験の試験期日等を次のとおり告示する。

平成二十三年七月二十八日

一 募集種目

1 自衛官候補生

(一) 受付期間

山梨県知事 横 内 正 明

平成二十三年八月一日(月)から同年九月九日(金)まで

応募資格

日本国籍を有し、かつ、採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満の者

(三) 試験期日

ア 筆記試験(男子)

平成二十三年九月十七日(土)午後一時三十分から午後五時まで

イ 口述試験・身体検査(男子)

平成二十三年九月十九日(月)から同月二十五日(日)のうち指定する一日

ウ 筆記試験・口述試験・身体検査(女子)

平成二十三年九月二十五日(日)

(四) 試験実施場所

ア 筆記試験(男子)

甲府地区建設業協会会館又は山梨県立男女共同参画推進センター

イ 口述試験・身体検査(男子)

陸上自衛隊北富士駐屯地(山梨県南都留郡忍野村忍草三千九十三番地)

ウ 筆記試験・口述試験・身体検査(女子)

陸上自衛隊北富士駐屯地(山梨県南都留郡忍野村忍草三千九十三番地)

2 一般曹候補生

(一) 受付期間

平成二十三年八月一日(月)から同年九月九日(金)まで

(二) 応募資格

日本国籍を有し、かつ、平成二十四年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の者

(三) 試験期日

(1) 第一次試験(筆記試験)

平成二十三年九月十七日(土)午前八時から午後十二時三十分まで

(2) 第二次試験(口述試験・身体検査)

平成二十三年十月六日(木)から同月十三日(木)のうち指定する一日

(四) 試験実施場所

(1) 第一次試験(筆記試験)

甲府地区建設業協会会館又は山梨県立男女共同参画推進センター

(2) 第二次試験(口述試験・身体検査)

陸上自衛隊北富士駐屯地(山梨県南都留郡忍野村忍草三千九十三番地)

3 航空学生

- (一) 受付期間
平成二十三年八月一日(月)から同年九月九日(金)まで
 - (二) 応募資格
日本国籍を有し、かつ、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者(卒業見込みである者を含む。)、高等専門学校第三学年次を修了した者(修了見込みである者を含む。)、又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、平成二十四年四月一日現在で二十一歳未満の者
 - (三) 試験期日
 - (1) 第一次試験(筆記試験・適性検査)
平成二十三年九月二十三日(金)
 - (2) 第二次試験(航空身体検査・口述試験・適性検査)
平成二十三年十月十五日(土)から同月二十日(木)のうち指定する一日
 - (3) 第三次試験
海上(航空身体検査(一部))
平成二十三年十一月十四日(月)から同年十二月九日(金)のうち指定する一日
航空(操縦適性検査・医学適性検査)
平成二十三年十一月十二日(土)から同年十二月十五日(木)のうち指定する五日
 - (四) 試験実施場所
 - (1) 第一次試験(筆記試験・適性検査)
甲府地区建設業協会館
 - (2) 第二次試験(航空身体検査・口述試験・適性検査)
第一次試験合格発表時に連絡
 - (3) 第三次試験(航空適性検査・操縦適性検査・医学適性検査等)
第二次試験合格発表時に連絡
- 4 看護学生
- (一) 受付期間
平成二十三年九月五日(月)から同月三十日(金)まで
 - (二) 応募資格
日本国籍を有し、かつ、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者(卒業見込みである者を含む。)、高等専門学校第三学年次を修了した者(修了見込みである者を含む。)、又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、平成二十四年四月一日現在で二十四歳未満の者

- (三) 試験期日
 - (1) 第一次試験(筆記試験)
平成二十三年十月二十二日(土)
 - (2) 第二次試験(口述試験・身体検査)
平成二十三年十一月十九日(土)又は同月二十日(日)のいずれか一日
 - (四) 試験実施場所
 - (1) 第一次試験(筆記試験)
甲府地区建設業協会館
 - (2) 第二次試験(口述試験・身体検査)
陸上自衛隊朝霞駐屯地(東京都練馬区)
- 二 問い合わせ先
各市町村受付窓口又は次の受付

名 称	所在地及び連絡先
自衛隊山梨地方協力本部 募集課	甲府市北新一丁目七番九号 電話〇五五 二五三 一五九一
自衛隊山梨地方協力本部大月地域事務所	大月市御太刀二丁目八番十号 電話〇五五四 二二二 二二九八
自衛隊山梨地方協力本部甲府募集案内所	甲府市寿町五番三号 飯島ビル 電話〇五五 二二八 六四二七
自衛隊山梨地方協力本部南アルプス募集センター	南アルプス市桃園六百十一番地二 電話〇五五 二八三 五一五〇

山梨県告示第二百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十三年七月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 解除に係る保安林の所在場所

南巨摩郡早川町奈良田字縁真黒一〇六三の八一

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山梨県告示第二百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年八月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
一般国道	四一一号	北都留郡丹波山村字大常木一四四六番の五地先から 甲州市大字塩山上萩原字萩原山 四七八三番の二地先まで	三八三・〇	平成二十三年七月二十八日

山梨県告示第二百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木整備部砂防課及び峡南建設事務所身延河川砂防管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年七月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 土砂災害警戒区域

身延町	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
大庭の1	大庭の1	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
				次の図のとおり

(図面省略)

大庭の2	急傾斜地の崩壊
大庭の3	急傾斜地の崩壊
山額	急傾斜地の崩壊
杉山	急傾斜地の崩壊
梅平の1	急傾斜地の崩壊
梅平の2	急傾斜地の崩壊
釜土	急傾斜地の崩壊
湯平	急傾斜地の崩壊
奥川	急傾斜地の崩壊
大城の1	急傾斜地の崩壊
大城の2	急傾斜地の崩壊
針山の1	急傾斜地の崩壊
針山の2 1	急傾斜地の崩壊
針山の2 2	急傾斜地の崩壊
針山の2 3	急傾斜地の崩壊
榎畑	急傾斜地の崩壊
相又平	急傾斜地の崩壊
相又上	急傾斜地の崩壊

丸滝の1 1	丸滝の2	桜井	大崩 2	大崩 1	大崩の2	石倉沢	米倉	東坂 3	東坂 2	東坂 1	西村	垓 2	垓 1	針原	相又の4	相又の3	相又の2	相又の1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

勝沢川	奥川	大城宮沢川	阿手古沢川	三重沢川	堤沢川	下山北沢川	矢沢川	大沢川	下山不動沢川 2	下山不動沢川 1	下山宮沢川	大垓 2	大垓 1	椿草里の2	椿草里の1	丸滝の3	丸滝の1 3	丸滝の1 2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

小椿川	椿川	雨乞沢川	峠沢川	棚沢	向山沢	平沢川	柿ノ木畑沢	横道沢川	相又北沢川	胡桃沢	小沢川	本田沢川	坂本沢川	相又南沢川	御屋敷沢川 2	御屋敷沢川 1	妙法沢川	釜土沢川
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

身延町								市町村名							
釜土	梅平の2	梅平の1	杉山	山額	大庭の3	大庭の2	大庭の1	土砂災害特別警戒区域の名称	時雨沢川	田之沢川	角打南沢川	角打北沢川	角打宮沢川	桑柄川 1	丸滝不動沢川
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり (図面省略)								土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項							

西村	垓 2	垓 1	針原	相又の 4	相又の 3	相又の 2	相又の 1	相又上	相又平	榎畑	針山の 2 3	針山の 2 2	針山の 2 1	針山の 1	大城の 2	大城の 1	奥川	湯平
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

下山不動沢川 2	大垓 2	大垓 1	椿草里の 2	椿草里の 1	丸滝の 3	丸滝の 1 3	丸滝の 1 2	丸滝の 1 1	丸滝の 2	桜井	大崩 2	大崩 1	大崩の 2	石倉沢	米倉	東坂 3	東坂 2	東坂 1
土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

公 告

大沢川	土石流
阿手古沢川	土石流
大城宮沢川	土石流
御屋敷沢川 1	土石流
御屋敷沢川 2	土石流
相又南沢川	土石流
坂本沢川	土石流
胡桃沢	土石流
横道沢川	土石流
柿ノ木畑沢	土石流
平沢川	土石流
向山沢	土石流
棚沢	土石流
峠沢川	土石流
雨乞沢川	土石流
丸滝不動沢川	土石流
田之沢川	土石流

堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成二十三年七月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 退任

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
理事長	長坂 哲男	甲斐市下今井一七二七	平成二十三年四月三十日
理事	輿石 一雄	同 一六一六	同
同	猪股 正男	同 志田四六八	同
同	保坂 孝之	同 二四八	同
同	阿部 元洋	同 宇津谷四六二	同
同	久保寺孝憲	同 下今井一七五一	同

二 就任

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
理事長	小林 邦生	甲斐市宇津谷四三九一	平成二十三年五月一日
理事	古屋喜久雄	同 下今井一六三九	同
同	輿石 一雄	同 一六一六	同
同	山田 清一	同 志田四二三	同
同	山田 武士	同 四四〇	同
同	小田切克美	同 宇津谷三〇三	同

● 土地改良区役員の退任及び就任

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、本途

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三ツ
 沢土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十三年七月二十八日

山梨県知事 横内正明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事長	岡田 邦男	韮崎市穂坂町三ツ沢二八二六	平成二十三年四月一日
副理事長	横森 正元	二五〇八	同
同	佐藤 兼男	二〇九八	同
理事	佐藤 香	一一六五	同
同	相山 泰	二二八四	同
同	平賀 頼一	二四五三	同
同	横森 和人	二六一五	同
同	横森 幸久	二六一三	同
同	横森 正元	二五四七	同
同	平賀 秀仁	二七二六	同
同	山本 拓夫	二四三三	同
同	岡田 三男	六二五〇	同
同	佐藤 昭文	二七五一	同
同	相山 光明	二三〇三	同
同	横森 巧	二二四八	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事長	横森 喜鴻	韮崎市穂坂町三ツ沢二二一九三	平成二十三年四月一日
副理事長	平賀 光長	二六九一	同
同	横森 光里	二五九六	同
理事	佐藤 政一	一九九三	同
同	平賀 英徳	二四八五	同
同	横森 哲	二六七四	同
同	小林 義孝	二四〇四	同
同	横森 源男	二四〇二	同
同	平賀 義武	二九五四	同
同	横森 圭	三〇六八	同
同	石原 幹男	宮久保六一〇八	同
同	宮川 泰	柳平七三三四	同
同	福田 邦明	三ツ沢三二三三	同
同	横森 宏尹	一八二五	同
監事	平賀 義武	一五九九	同
同	横森 優	二六六三	同

同	滝沢 定男	同	二六九八	同
同	岡田 芳幸	同	二三七九	同
同	横森 正行	同	二二四八	同
同	横森 正樹	同	二五〇七	同
同	横森 和人	同	二六一五	同
同	横森 幸久	同	二六一三	同
同	斎藤ひろし	同	二〇六一	同
同	太田 安彦	同	宮久保六三〇〇	同
同	仲川 常人	同	柳平二二八	同
同	横森 宗男	同	三ツ沢三三四〇	同
同	岡田 邦男	同	二八二六	同
監事	相山 泰	同	二二八四	同
同	横森 優	同	二六六三	同

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
 に関する工事は、完了した。

平成二十三年七月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中央市井之口字中通五六三の一及びび水の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中央市井之口千百十二番六 二の二百三 国分 美穂 国分 友則

教育委員会

山梨県教育委員会告示第四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたので、山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第五条第三項の規定により、次の山梨県指定有形文化財の指定は、解除された。

平成二十三年七月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正 子

有形文化財の部
 建造物

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
旧外川家 住宅 主屋	三棟	桁行一〇・九七メートル、梁間七・三メートル、一重、切妻造、鉄板葺。西側正面に式台玄関及び中の口、式台桁行一・五一メートル、梁間三・六六メートル、寄棟造、鉄板葺。北西側に勝手・台所、東側に入側縁、北側に下屋附属	富士吉田市	富士吉田市下吉田一八四二番地	富士吉田市上吉田三丁目五〇一番一、五〇四番一
離座敷		桁行一・八二メートル、梁間七・二八メートル、一重、切妻造、板葺（現・鉄板葺）。東西各面に入側縁、北面に下屋附属。主屋との間に渡り廊下桁行四・五七メートル、梁間二・九四メートル			

中門	薬医門、桁行二・二八メートル、梁間一・三七メートル、切妻造、板葺（現・鉄板葺） 附・棟札一枚 尖頭型主屋祈禱札 「明和五歳子今月今日祀官小佐野官治」の記のあるもの ・家相図一枚 「明治廿年十二月上流小俣興齋撰」の記のあるもの 宅地 二〇二八・六八平方メートル 五〇一番一、五〇四番一
----	--

公安委員会

山梨県公安委員会告示第六十六号

高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行の禁止制限その他の交通規則（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十五号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十三年七月二十八日

山梨県公安委員会

委員長 真 田 幸 子

別表第一中

七五	中央自動車道 富士吉田線（ 都留インター チェンジアラ	都留市下谷四丁目一 、一七六番地先から 都留市つる五丁目一 、〇二八番地の二先	自動車	終日	都留	平成七年四月 三日 告示第一八号
----	--------------------------------------	--	-----	----	----	------------------------

七六	削除			高速	平成二十三年七月二十八日 告示第六十六号
七五	中央自動車道 富士吉田線（ 都留インター チェンジアラ ンブウェイ）	都留市つる四丁目一 、一七六番地先から 都留市つる五丁目一 、〇二八番地二先ま で（本線上り線流入 ランブウェイ）（三 一〇メートル）	自動車	終日	高速 平成二十三年七月二十八日 告示第六十六号
七六	中央自動車道 富士吉田線（ 都留インター チェンジアラ ンブウェイ）	都留市つる五丁目一 、〇二八番地先から 都留市つる四丁目一 、一七六番地先まで （本線下り線から料 金所方面へのオフラ ンブウェイ） （三〇〇メートル）	自動車	終日	都留 平成七年四月三日 告示第一八号

一一九	中部横断自動車道（南アルプスインターチェンジランブウェイ）	山梨県南アルプス市十五所三〇五番地先から山梨県南アルプス市吉田六五九番地の一先まで（本線下り線流出ランブウェイ）（三八〇メートル）	自動車	終日	高速 平成一八年一月一四日 告示第一二七号
-----	-------------------------------	---	-----	----	-----------------------------

を

一一九	中部横断自動車道(南アルプスインターチェンジランブウェイ)	山梨県南アルプス市十五所三〇五番地先から山梨県南アルプス市吉田六五九番地の一先まで(本線下り線流出ランブウェイ)(三八〇メートル)	自動車	終日	高速	平成一八年一月二四日 告示第一二七号
一一〇	中央自動車道(富士吉田線)都留インターチェンジランブウェイ	都留市つる五丁目一、一〇一番地五先から都留市つる四丁目一、一五一番地五先まで(本線上り線流出ランブウェイ)(四九〇メートル)	自動車	終日	高速	平成二十三年七月二八日 告示第六六号
一一二	中央自動車道(富士吉田線)都留インターチェンジランブウェイ	都留市つる四丁目一、一七六番地先から都留市つる五丁目一、〇九八番地二先まで(本線下り線流入ランブウェイ)(二六六メートル)	自動車	終日	高速	平成二十三年七月二八日 告示第六六号
一一三	中央自動車道(富士吉田線)都留インターチェンジランブウェイ	都留市下谷四丁目一、〇三一番地一先から都留市つる四丁目一、一五一番地五先まで(本線下り線流出ランブウェイ)(二三〇メートル)	自動車	終日	高速	平成二十三年七月二八日 告示第六六号

に改める。

別表第二中

を

八九	都留市つる四丁目一、一七六番地先(都留インターチェンジランブウェイ出口東側)	本線下り線方面から料金所方面へ	自動車	終日	都留	平成七年四月三日 告示第一八号
九〇	都留市つる四丁目一、一七六番地先(都留インターチェンジランブウェイ出口西側)	本線下り線方面から料金所方面へ	自動車	終日	都留	平成七年四月三日 告示第一八号

に

八九	削除				高速	平成二十三年七月二八日 告示第六六号
九〇	削除				高速	平成二十三年七月二八日 告示第六六号
一七八	山梨県南アルプス市十五所二七六番地の三先(中部横断自動車道下り線と南アル	増穂インターチェンジ方面から白根インターチェンジ方面へ	自動車	終日	高速	平成一八年一月二四日 告示第一二七号

一八一	都留市つる四	本線上り線	自動車	終日	高速	平成三年七月二十八日 告示第六六号
一八〇	都留市つる五丁目一、〇九八番地二先(本線下り線と都留インターチェンジランプウェイとの合流部)	都留料金所から河口湖インターチェンジ方面へ	自動車	終日	高速	平成三年七月二十八日 告示第六六号
一七九	都留市つる五丁目一、〇九八番地二先(都留インターチェンジランプウェイと本線下り線との合流部)	大月ジャンクション方面から河口湖インターチェンジ方面へ	自動車	終日	高速	平成三年七月二十八日 告示第六六号
一七八	山梨県南アルプス市十五所二七六番地の三先(中部横断自動車道下り線と南アルプスインターチェンジランプウェイとの合流部)	増穂インターチェンジ方面から白根インターチェンジ方面へ	自動車	終日	高速	平成一八年一月二四日 告示第一二七号

一〇九	中央自動車道富士吉田線(都留インターチェンジ)	都留市つる四丁目一、〇四五番地先から都留市つる四丁目一、〇一一番地の五先まで(本線下り線からのオフランプウェイ)	三〇〇メートル 自動車	三十	都留	平成五年三月一八日 告示第一二号
一〇八	中央自動車道富士吉田線(都留インターチェンジ)	都留市つる四丁目一、〇一〇番地の五先から都留市つる五丁目一、〇三〇番地の一先まで(本線上り線へのオンランプウェイ)	四〇〇メートル 自動車	三十	都留	平成五年三月一八日 告示第一二号

に改める。
別表第三中

一八二	都留市つる四丁目一、一五一番地五先(都留インターチェンジランプウェイとDランプウェイとの合流部)	本線上り線河口湖方面から料金所方面へ	自動車	終日	高速	平成三年七月二十八日 告示第六六号
-----	--	--------------------	-----	----	----	----------------------

を

一〇八	削除					平成二十三年 七月二十八日 告示第六六号
一〇九	削除					平成二十三年 七月二十八日 告示第六六号

に

一八〇	中部横断 自動車道	山梨県南巨摩郡増穂町大柵七二七番地の三先から山梨県南巨摩郡増穂町大柵六一二番地の三先まで中部横断自動車道下り線(下り増穂インターチェンジ流入ランプウェイ)	二八五	自動車	三〇	高速	平成一八年 一月二四日 告示第一二七号
-----	--------------	---	-----	-----	----	----	---------------------------

を

一八〇	中部横断 自動車道	山梨県南巨摩郡富士川町大柵七二七番地の三先から山梨県南巨摩郡富士川町大柵六一二番地の三先まで中部横断自動車道下り線(下り増穂インターチェンジ流入ランプウェイ)	二八五	自動車	三〇	高速	平成二十三年 七月二十八日 告示第六六号
一八一	中央自動	都留市つる四丁目一	三九五	自動	三〇	高速	平成二十三年

一八二	中央自動 車道富士 吉田線(都留インターチェンジ)	都留市つる五丁目一、〇一八番地五先から都留市つる五丁目一、〇九八番地二先まで(都留インターチェンジ上り線流出Bランプウェイ減速車線)	六〇	自動車	四〇	高速	平成二十三年 七月二十八日 告示第六六号
-----	---------------------------------	--	----	-----	----	----	----------------------------

一八三	中央自動 車道富士 吉田線(都留インターチェンジ)	都留市つる五丁目一、〇九八番地二先から都留市つる五丁目一、〇六六番地二〇先まで(都留インターチェンジ上り線流出Bランプウェイ)	一〇〇	自動車	三〇	高速	平成二十三年 七月二十八日 告示第六六号
-----	---------------------------------	---	-----	-----	----	----	----------------------------

一八四	中央自動 車道富士 吉田線(都留インターチェンジ)	都留市つる五丁目一、〇六六番地二〇先から都留市つる四丁目一、一五一番地四先まで(都留インターチェンジ上り線流出Bランプウェイ)	二八〇	自動車	二〇	高速	平成二十三年 七月二十八日 告示第六六号
一八五	中央自動 車道富士	都留市つる四丁目一、一五一番地四先か	五〇	自動車	三〇	高速	平成二十三年 七月二十八日

一八九	中央自動車 道富士 吉田線（ 都留イン	都留市下谷四丁目一 、〇三一番地一先か ら都留市下谷四丁目 一、〇三四番地三先	六〇	自動車	四〇	高速	平成二三年 七月二十八日 告示第六六 号
一八八	中央自動車 道富士 吉田線（ 都留イン ターチェ ンジ）	都留市下谷四丁目一 、〇三四番地三先か ら都留市つる四丁目 一、一〇番地一先 まで（都留インター チェンジ下り線本線 流出Dランプウェイ ）	三三五	自動車	三〇	高速	平成二三年 七月二十八日 告示第六六 号
一八七	中央自動車 道富士 吉田線（ 都留イン ターチェ ンジ）	都留市つる五丁目一 、〇四八番地二先か ら都留市つる五丁目 一、〇九八番地二先 まで（都留インター チェンジ下り線本線 流入Cランプウェイ ）	九〇	自動車	三〇	高速	平成二三年 七月二十八日 告示第六六 号
一八六	中央自動車 道富士 吉田線（ 都留イン ターチェ ンジ）	都留市つる四丁目一 、一七六番地先から 都留市つる五丁目一 、〇四八番地二先ま で（都留インターチ ェンジ下り線本線流 入Cランプウェイ）	一七六	自動車	二〇	高速	平成二三年 七月二十八日 告示第六六 号
	吉田線（ 都留イン ターチェ ンジ）	ら都留市つる四丁目 一、一五一番地五先 まで（都留インター チェンジ上り線本線 流出Bランプウェイ ）					告示第六六 号

八	中央自動車 道富士吉田 線	都留市つる五丁目一、〇九八番地二先（上り線・都留バス停留所のバスレーン）	自動車（路線バス・道路維持管理車両・交通取締関係車両を除く。）	終日	高速	平成二三年七月二十八日 告示第六六号
七	中央自動車 道富士吉田 線	都留市つる五丁目一、〇九八番地二先（上り線・都留バス停留所のバスレーン）	自動車（路線バス・道路維持管理車両・交通取締関係車両を除く。）	終日	高速	平成二三年七月二十八日 告示第六六号
八	中央自動車 道富士吉田 線	都留市つる四丁目一、〇五三番地の一先（下り線・都留バス停留所、バスレーン）	自動車（路線バス・道路維持管理車両・交通取締関係車両を除く。）	終日	都留	平成五年三月 一八日 告示 第一二二号
七	中央自動車 道富士吉田 線	都留市つる五丁目七九五番地先（上り線・都留バス停留所、バスレーン）	自動車（路線バス・道路維持管理車両・交通取締関係車両を除く。）	終日	都留	平成五年三月 一八日 告示 第一二二号

に改める。
別表第十一号

ターチェ
ンジ）
まで（都留インター
チェンジ下り線本線
流出Dランプウェイ
減速車線）

に改める。

その他

山梨県道路公社公告第三号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十三年七月二十八日

富士山有料道路管理事務所長 田 中 茂

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品等の名称及び数量

2 料金徴収所レジスター及び同システム一式

3 購入物品等の仕様等

4 入札説明書で定める内容等であること。

5 納入期限

6 平成二十四年二月二十九日(水)

7 納入場所

8 山梨県道路公社富士山有料道路

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。以下「いじ」)

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

4 日本国内に本店を有し、次の入札参加資格を全て満たす者であること。

ア 山梨県の物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成十四年山梨県告示第六十四号)に規定する山梨県物品等入札参加資格者名簿に記載されている者であること。なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、入札参加資格の審査申請を平成二十三年八月九日(火)までに山梨県出納局管理課調度担当に行ふこと。

イ この公告の日から入札の日までの間に山梨県から山梨県物品購入等契約に係る

指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 この公告に示した物品等を確実に納入できることを証明した者であること。

6 納入する物品等に係るアフターサービスを山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 四〇一〇三〇二 山梨県南都留郡富士河口湖町小立千二百四番一号

山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所 電話〇五五五 七二 六三〇〇

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十三年八月四日(木)までの山梨県の休日を含め、(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成二十三年八月十五日(月)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に持参及び郵送により提出する。ただし、郵送の場合は郵便が届いたかの確認を行うこと。

4 入札及び開札の日時及び場所

実施日 平成二十三年八月三十一日(水) 午前十時

場所 山梨県南都留郡富士河口湖町小立千二百四番一号 山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所一階会議室

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 落札者が契約締結までの間に二に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなかった場合は、契約を締結しない。この場合において、山梨県道路公社は、損害賠償の責めを負わないものとする。

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否 要

5 違約金の有無 有

五 詳細は、入札説明書による。